

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、学術的営業及び研究開発等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月からストレス、過労、不眠等の症状はあったが、医療機関には受診しなかったところ、平成〇年〇月〇日、出張先において朝方からジェット機のエンジン音のような耳鳴りが始まり、めまい、顔のほてり等の症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し、同クリニック医師の紹介で同日、D診療所に受診し「両感音難聴、耳鳴症、不安神経症、めまい症」と診断された。その後、複数の医療機関に受診し、通院による療養を継続し、さらに、会社の健康管理室から、Eクリニックを紹介され、同年〇月〇日に同クリニックに受診したところ「身体表現性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したが、不支給とされ、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人は、平成〇年〇月頃に「神経症性障害」を発病したと認めた上で、同疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断し、再審査請求を棄却した（平成27年労第472号事件。以下「前裁決」という。）。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から休職し、同年〇月〇日に復職したとこ

ろ、会社は復職プログラムを無視した上、同日に退職を強要し、その後上司からの嫌がらせが続き、これらが強度のストレスとなり、不眠、耳鳴りが酷くなったという。さらに、同年〇月、再度の休職申請をしたところ、会社はしつこく退職を強要し、体調を崩したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し、「適応障害」と診断された。

今般、請求人は、精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月頃の「神経症性障害」発病以降の業務関連の出来事はいずれも認定基準の「特別な出来事」に該当しないことから、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病していた精神障害の悪化が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」

(以下「本件疾病」という。)を発病し、その後、症状は改善することなく遷延し、現在まで一度も寛解に至ったと判断できる状況はみられない旨述べている。本件の経緯及び医学的見解から、当審査会も専門部会の意見を妥当なものとして判断する。

(2) 請求人は、本件疾病は業務上災害である旨主張するが、当審査会は、本件疾病については、前裁決に係る裁決書理由に説示のとおり、業務上の事由により発病したものとは認められないと判断しており、改めて本件疾病の発病の経緯を詳細に検討するも、当該判断を覆す新たな証拠を見いだすことはできず、前裁決の判断を変更すべき事情は認められない。

(3) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しているところ、精神障害の悪化については、認定基準の「第5 精神障害の悪化の業務起因性」において、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したことが認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うとされている。当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(4) 請求人は、平成〇年〇月〇日の復職後から、退職強要と上司とのトラブルがあり、これらが強度のストレスとなった旨主張している。

この点、退職強要については、G部長が、請求人と面談した際に、社外への転職について話した旨述べており、請求人がこれを退職強要と受け止めたことが推認されるものの、面談は1回行われただけであり、また、同部長の態様も執拗に退職を迫ったものではなく、同部長の発言をもって退職強要とまではいえない。また、上司とのトラブルとして、請求人が主張するような復職プログラム中の過重業務、不利益な取扱い、人事評価に関する恣意的な運用等と評価できる出来事は確認されず、請求人と上司との間に周囲からも客観的に認識されるような対立は生じていない。さらに、請求人申立書添付の復職準備レポートを確認すると、請求人は、復職後、休養をとりつつ順調に復職プログラムを

消化していたことがわかる。よって、決定書理由に説示のとおり、いずれの出来事も認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事とは認められない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人は本件疾病を発病して以降、寛解に至ったとは認められず、発病以降の業務に関連する出来事はいずれも、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当しないことから、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) なお、請求人は、行政の対応などに対する不満を縷々主張するが、本件で審査の対象とするのは、請求人に発病した本件疾病の悪化が業務上の事由によるか否かの問題であるから、請求人の当該主張は、本件審査の対象とするところではなく、当審査会としては、可能な限り請求人の主張及び関係資料を把握し、原処分の当否を検討すれば足りることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。